



高萩市水道公告第 4 号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年11月21日

高萩市水道事業

高萩市長 大部 勝 規



1 入札対象委託業務

- (1) 委託番号 7委第26号
- (2) 委託名 浄水場運転管理業務委託
- (3) 委託内容 「浄水場運転管理業務委託仕様書」及び「浄水場運転管理業務水準書」のとおり
- (4) 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 入札参加資格

本委託業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

また、本入札に参加する者は、単体事業者又は高萩市建設工事共同企業体取扱要領（平成8年高萩市告示第13号）に基づく特定共同企業体（以下「企業体」という。）によるものとする。なお、企業体構成員は単体での入札参加はできず、本件に係る他の企業体の構成員となることもできない。

- (1) 高萩市建設工事等入札参加資格審査要項（平成8年高萩市告示第12号）に基づき、一般競争入札参加資格の有資格者であること。
- (2) 上水道施設維持管理について、高萩市建設工事等入札参加資格者名簿（令和7・8年度）に登載されていること。
- (3) 茨城県内に主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）を有する者であること。
- (4) 浄水場運転管理業務委託について、過去5年以内に類似業務の受託実績があること。また、本業務の目標達成及び適正な履行に必要な人員を配置できること。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく高萩市の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。
- (7) 入札を執行する日において、高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領の規定による指名停止の措置を受けていないものであること。
- (8) 企業体の場合、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とし、各構成員は配置施設ごとに均等にする事。
- (9) 企業体の場合、代表構成員を選定するものとし、代表構成員の出資比率は構成員のうち最大とする。

3 入札参加資格の確認等

高萩市一般競争入札実施要綱（平成20年高萩市告示第26号）に基づき、参加資格の申請については下記のとおりとする。

- (1) 本委託業務の入札参加を希望する単体事業者は、あらかじめ一般競争参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）1部を提出（持参又は郵送）し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

申請書には、以下の書類を添付すること。

- 1) 会社概要書（様式第2号）
- 2) 類似業務受託実績表（様式第3号）及び契約書の写し又は実績を証明できる書類
- 3) 業務従事予定者の配置表（様式第5号）
- 4) 配置予定管理責任者の業務経歴書（様式第6号）

また、企業体の場合、上記1)から4)の書類に加え、高萩市建設工事共同企業体取扱要領に基づき、あらかじめ下記5)から7)の書類1部を提出（持参又は郵送）し、共同企業体入札参加資格審査決定通知書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

- 5) 共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- 6) 共同企業体協定書（様式第2号）
- 7) 委任状（様式第3号）

- (ア) 申請書等の受付日時・場所

- ・ 提出日時

令和7年12月5日（金）から令和7年12月11日（木）まで
午後5時必着（高萩市の休日を定める条例（平成元年高萩市条例
第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）
を除く。）とする。

・提出場所

高萩市役所産業建設部水道課

（イ）申請書、申請書添付書類の作成説明会
実施しない。

（ウ）申請書、申請書添付書類のヒアリング
実施しない。

（エ）入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日現在で行い、その結果
は、一般競争入札参加資格確認通知書又は共同企業体入札参加資格審
査決定通知書により、原則として5日以内（休日を除く。）に回答
する。

（２）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求め
ることができる。ただし、説明を求める場合には（１）（エ）の通知に
記載された日の翌日から令和7年12月24日（水）まで（休日を除く。）
に産業建設部水道課長あての書面により行わなければならない。

（３）受付日時までに申請書及び資料を提出しない者、又は入札参加資格が
ないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

4 設計図書及び仕様書の閲覧等

（１）設計図書及び仕様書は、申出に基づき、次により閲覧に供する。また、
一時貸し出しも実施する。

・期間

令和7年11月21日（金）から令和8年1月15日（木）まで（休
日を除く。）。いずれも午前9時から午後5時まで（ただし、正午か
ら午後1時を除く。）とする。

・場所

高萩市役所産業建設部水道課

（２）設計図書及び仕様書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除
き書面を持参又は郵送により行うこと。なお、電送によるものは受付し
ない。

・質疑受付期間

令和7年11月25日（火）から令和7年12月25日（木）まで（休
日を除く。）で、いずれも午前9時から午後5時まで（ただし、正午か

ら午後1時を除く。)とする。なお、郵送の場合は12月25日に水道課必着とする。

- ・書面の提出先

高萩市役所産業建設部水道課

- ・質問回答

令和8年1月5日(月)に高萩市ホームページに掲載する。

5 現場説明会

実施しない。

6 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年1月16日(金) 午前9時00分から

(2) 場所 高萩市役所 1階 会議室1

7 予定価格 事後公表とする。

8 入札方法等(郵便入札)

(1) 入札書は、郵送(一般書留、簡易書留、配達証明に限る。)により提出することとし、令和8年1月15日(木)午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は、無効とする。

(2) 一般競争入札参加資格確認通知書又は共同企業体入札参加資格審査決定通知書の写しを提出すること。

(3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令を遵守すること。

(4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする

ので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 提出した入札書は引き換え又は変更は認めない。

(8) 再入札は2回まで行うことができる(初度入札とも3回までとする。)

ただし、2回目以降の入札については、産業建設部水道課が入札参加者宛に電話連絡する。入札参加者は指定された時刻までにFAXにより、再度入札書を提出する。FAX送信後は、必ず産業建設部水道課へ電話連絡すること。指定時刻を過ぎて到達した入札書は、無効とする。なお、原本は速やかに郵送(一般書留又は簡易書留。二重封筒は不要)又は持参すること。

(9) 落札者は、予定価格以下で最低の価格の申込者とする。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

免除する。

11 請負契約書作成

別冊委託契約書により、契約書を作成するものとする。

12 支払条件

契約締結時に提示する支払計画書に基づき、毎月払いとする。

13 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について、不正の行為があった場合。

(イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合。

(ウ) 指定の提出日時までに到着しない場合。

(エ) 入札書を2通以上提出した場合。

(2) この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格確認通知書又は共同企業体入札参加資格審査決

定通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

14 その他

(1) 提出された資料は、返還しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用したりすることはしない。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札をした者は、入札後、この公告及び設計図書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 不明の点については下記に照会すること。

〒318-8511

高萩市本町1-100-1

高萩市役所産業建設部水道課水道総務グループ

TEL 0293-22-3652